

# 野木町下水道事業経営戦略

【令和7年度～令和16年度】



令和7年3月

栃木県 下都賀郡 野木町 産業建設部 上下水道課

# 目 次

1	下水道事業経営戦略について	1
1-1	経営戦略策定の背景と目的	1
1-2	計画期間	1
2	下水道事業の現状と見通し	2
2-1	事業の概要	2
2-2	使用料体系	3
2-3	組織の状況	4
2-4	民間活力の活用等	4
2-5	水洗化人口	5
2-6	有収水量	6
2-7	使用料収入	7
2-8	施設の見通し	8
2-9	組織の見通し	8
2-10	経営の分析	9
3	経営の基本方針	10
3-1	経営の課題	10
3-2	今後の方針	11
4	投資・財政計画（シミュレーション）	12
4-1	投資・財政計画（収支計画）	12
4-2	投資について	12
4-3	投資以外の経費及び財源について	13
5	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	14
別紙1	経営比較分析表（公共下水道事業）	15
別紙2	経営比較分析表（特定環境保全公共下水道事業）	16
別紙3	経営比較分析表（農業集落排水事業）	17
別紙4	投資・財政計画（収支計画） 収益的収支	18
別紙5	投資・財政計画（収支計画） 資本的収支	19

# 1 下水道事業経営戦略について

## 1-1 経営戦略策定の背景と目的

下水道事業は、快適で衛生的な生活環境の確保のほか、浸水の防除や河川の公共用水域の水質保全など重要な役割を担っていますが、経営環境は人口減少等に伴う使用料収入の減少、管路・施設等の老朽化による更新事業費の増加などで厳しさを増しています。

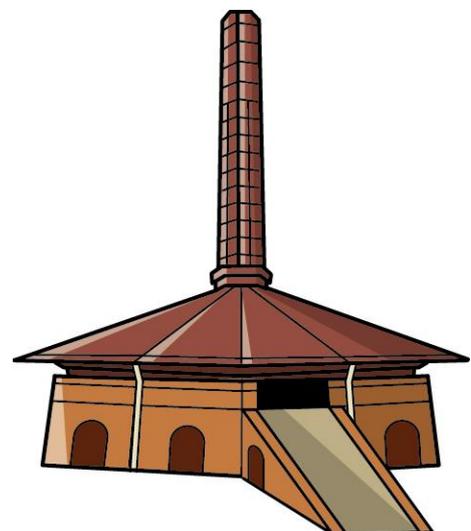
こうした状況の下、今後の下水道事業を安定的に継続していくためには、中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき経営基盤（財務、組織、人材等）の強化を図ることが必要であると総務省から示されました。

本町においては、地方公営企業法の適用を受けると共に、将来にわたって安定的な事業継続を図るため、中長期的な視野に立った経営の指針として、令和2年度に野木町下水道事業経営戦略を策定しました。

経営戦略は、社会情勢や経営環境の変化に合わせて3年から5年の間に見直す必要があるため、この度改定を行いました。

## 1-2 計画期間

中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とすることから、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。



## 2 下水道事業の現状と見通し

### 2-1 事業の概要

公共下水道の整備は、公共用水域の水質汚濁・生活環境の改善等を図る目的として行われています。

本町の下水道は、栃木県により策定された「利根川流域別下水道整備総合計画」において、野木町と小山市間々田地区の両地区を“渡良瀬川下流流域下水道（思川処理区）”として位置づけられており、また、これをうけて「渡良瀬川下流流域下水道（思川処理区）事業計画」が策定されています。本町では、これを上位計画として、平成2年度に基本計画を立案し、平成4年度より下水道整備に着手し、平成10年度に供用を開始しました。

平成5年度には思川浄化センター周辺区域を特定環境保全公共下水道として認可を受けています。また、雨水計画については平成16年度に当初認可を受け事業を開始しています。

公共下水道は市街化区域とその周辺区域を含めた地区で整備しており、それ以外の農村地区においては農業集落排水事業として整備しています。農業集落排水事業においては、佐川野地区、川西地区の2地区があり、平成7年度より事業着手し、平成17年度に完了しました。

また、経営状況や財政状況の明確化、経営の効率化及び健全化を図るため、令和2年度より地方公営企業法を適用し、特別会計（官公庁会計）から公営企業会計方式へと移行しました。

### 下水道事業の普及状況（令和5年度末時点）

行政区域内人口		24,960人
公共下水道事業	処理区数	1処理区（思川処理区）
	処理場数	流域下水道に接続のためなし
	処理区域内人口	18,420人
	水洗化人口	16,993人
	水洗化率	92.3%
	年間有収水量	1,596,062m <sup>3</sup>
農業集落排水事業	処理区数	2処理区（佐川野地区、川西地区）
	処理場数	2処理場（佐川野地区、川西地区）
	処理区域内人口	1,074人
	水洗化人口	884人
	水洗化率	82.3%
	年間有収水量	85,787m <sup>3</sup>

## 2-2 使用料体系

本町の下水道使用料は水量によらず決まる基本料金と、排出した汚水量によって決まる超過料金の2部料金制となっています。

平成10年の供用開始時から消費税の改正を除く使用料の見直しは行っておりません。維持管理費の高騰や行政区域内人口の減少など、下水道事業の経営については厳しい状況にあることから、経費の合理化を図りつつ、適切な使用料水準について検討をしなければならない状況となっています。

### 現在の下水道使用料（令和5年度末時点）

基本料金		超過料金	
汚水量	料金	汚水量	料金（1㎡につき）
10㎡まで	1,100円	11㎡から20㎡まで	120円
		21㎡から50㎡まで	130円
		51㎡から100㎡まで	140円
		101㎡まで	150円

※農業集落排水事業においても準用

条例上の使用料※ <sup>1</sup> （20㎡あたり） 過去3年分(税抜)	令和3年度：2,300円	実質的な使用料※ <sup>2</sup> （20㎡あたり） 過去3年分(税抜)	令和3年度：2,511円
	令和4年度：2,300円		令和4年度：2,513円
	令和5年度：2,300円		令和5年度：2,518円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう

※2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう

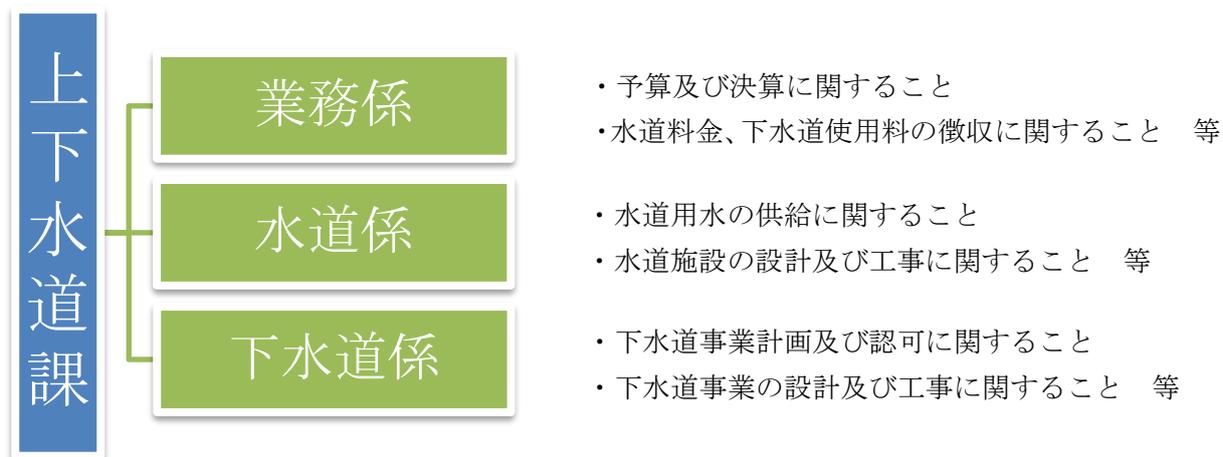
### 下水道使用料改定の沿革

年度	改正内容
平成10年度	供用開始
平成26年度	消費税率改正（5%⇒8%）
令和1年度	消費税率改正（8%⇒10%）

## 2-3 組織の状況

令和6年4月1日現在、上下水道課長以下8名で構成されています。  
水道事業との連携及び業務の効率化を図るため、一つの組織として上下水道事業を所管しています。

上下水道事業における料金や財務等の共通業務については業務係が一括して行い、下水道の工事や農業集落排水事業に関する事などは下水道係が担っています。



### 組織別の職員数（令和6年4月1日現在）

課長	業務係	下水道係
(1人)	(2人)	3人

※括弧は水道事業と兼務

## 2-4 民間活力の活用等

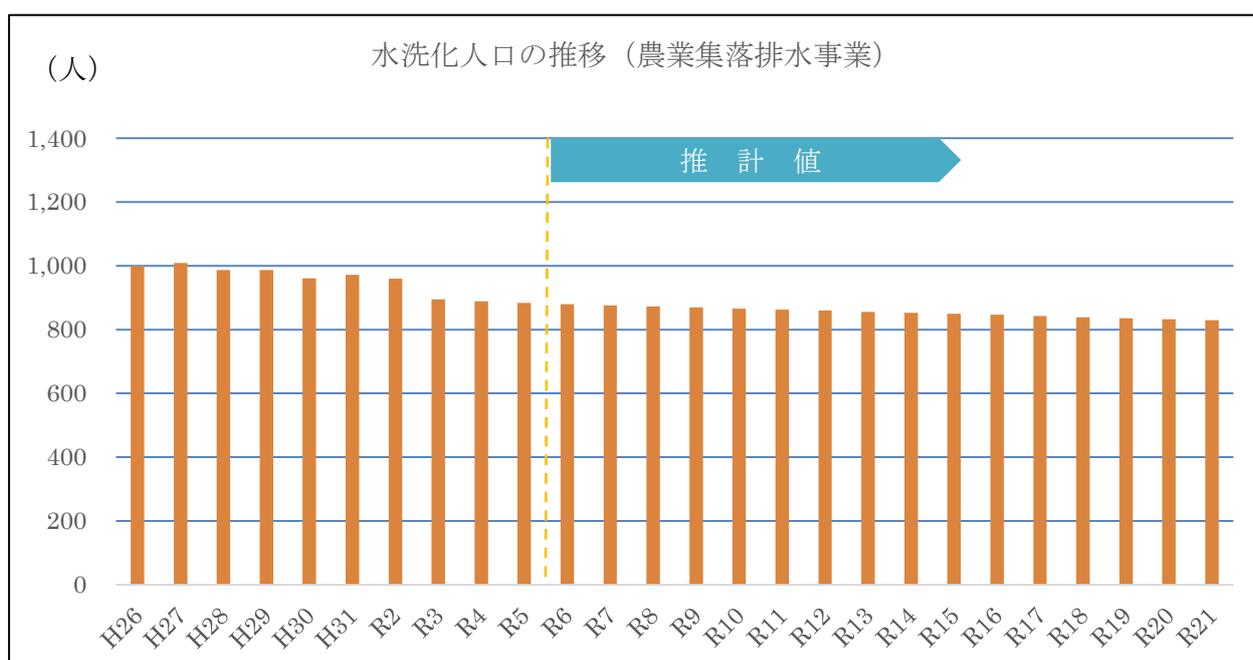
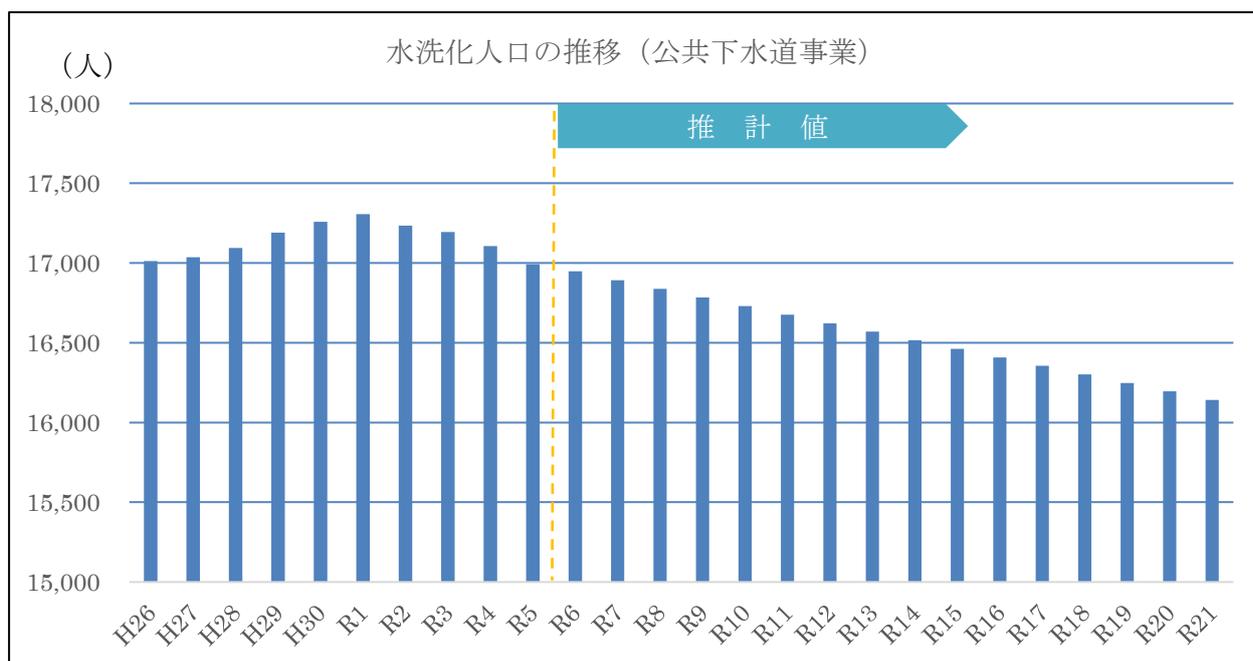
上水道事業と連携して運営を進めるとともに、平成28年度には料金徴収業務の民間委託を開始いたしました。民間事業者のノウハウを活用し効率化を図ることで人件費の縮減に努めています。

## 2-5 水洗化人口

令和5年度末時点の水洗化人口は公共下水道事業が16,993人であり、農業集落排水事業については884人です。

公共下水道事業は、整備地区の新規接続はありますが、行政区域内人口の減少に伴い処理区域内の人口も減少しているため、令和元年度をピークに今後も減少していく見込みです。

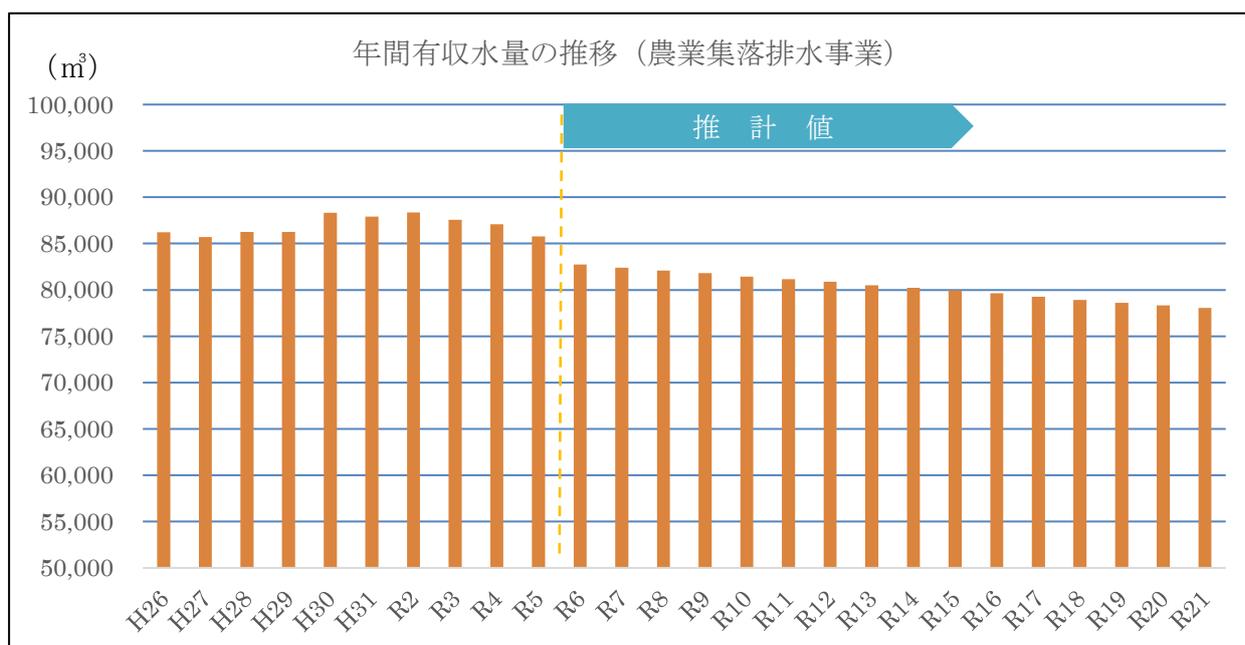
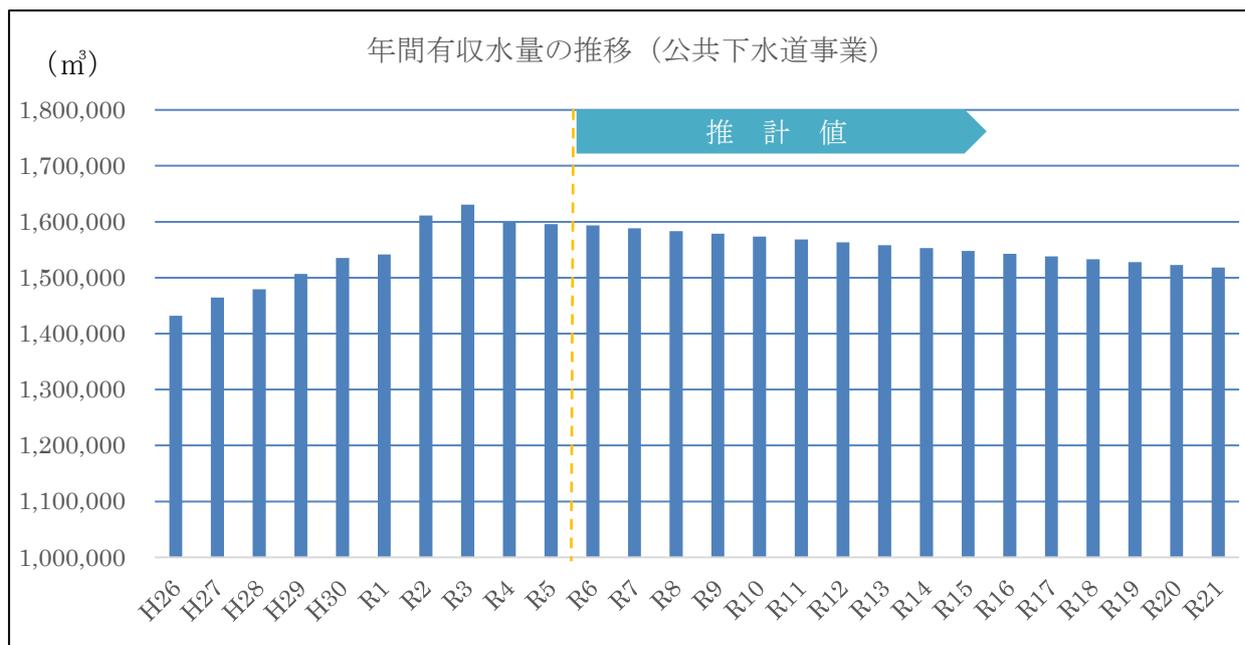
農業集落排水事業は、既に整備が完了しているため、新規の接続はあまり見込めない状況であり、行政区域内人口の減少に伴い、今後も減少していく見込みです。



## 2-6 有収水量

令和5年度の年間有収水量は、公共下水道事業が1,596,062 $\text{m}^3$ であり、農業集落排水事業が85,787 $\text{m}^3$ です。

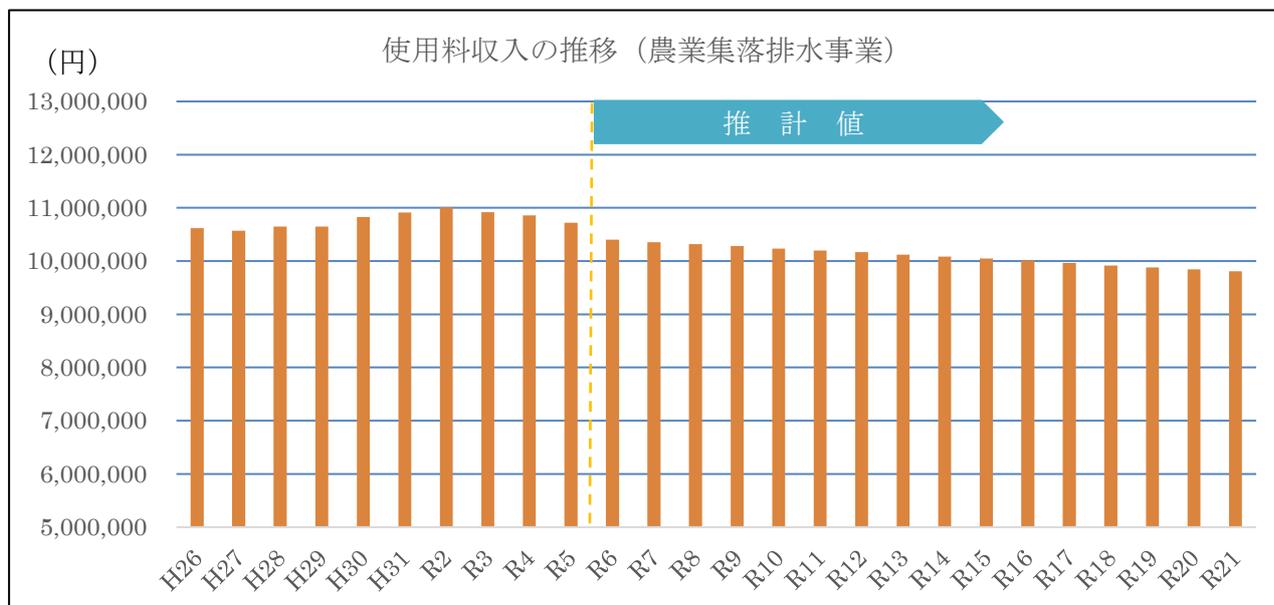
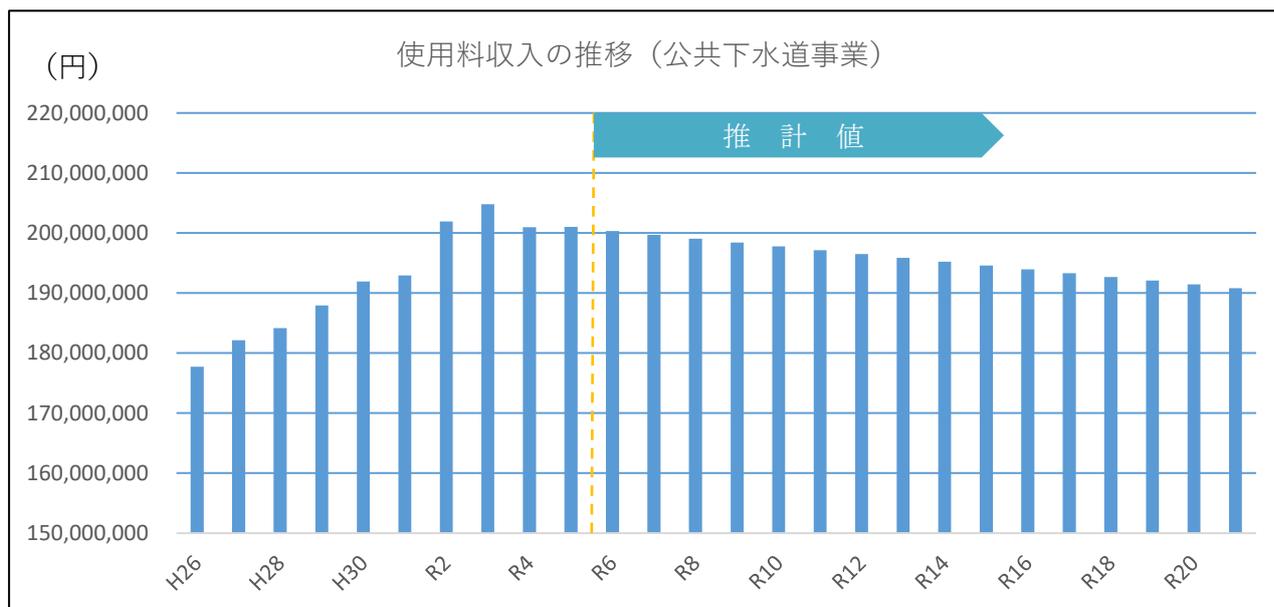
公共下水道事業及び農業集落排水事業ともに、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に増加していますが、徐々に生活様式がもとの形に戻りつつある中、人口の減少もあることから、有収水量は減少していく見込みです。



## 2-7 使用料収入

令和5年度の使用料収入（税抜き）は、公共下水道事業が200,998,940円であり、農業集落排水事業が10,722,270円です。

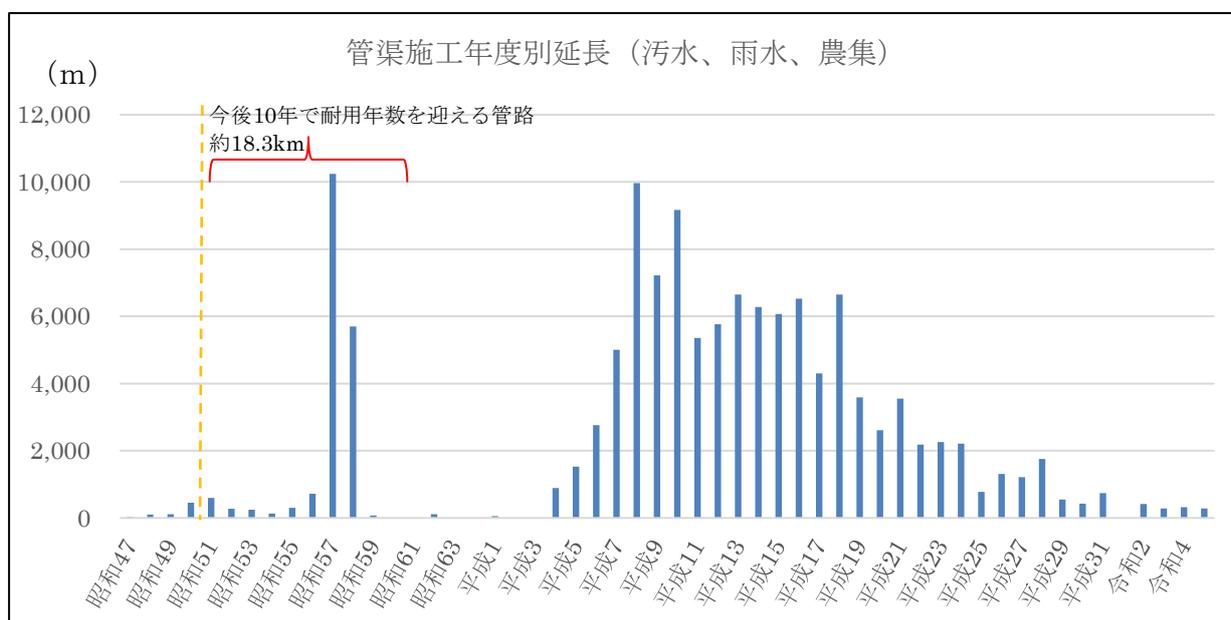
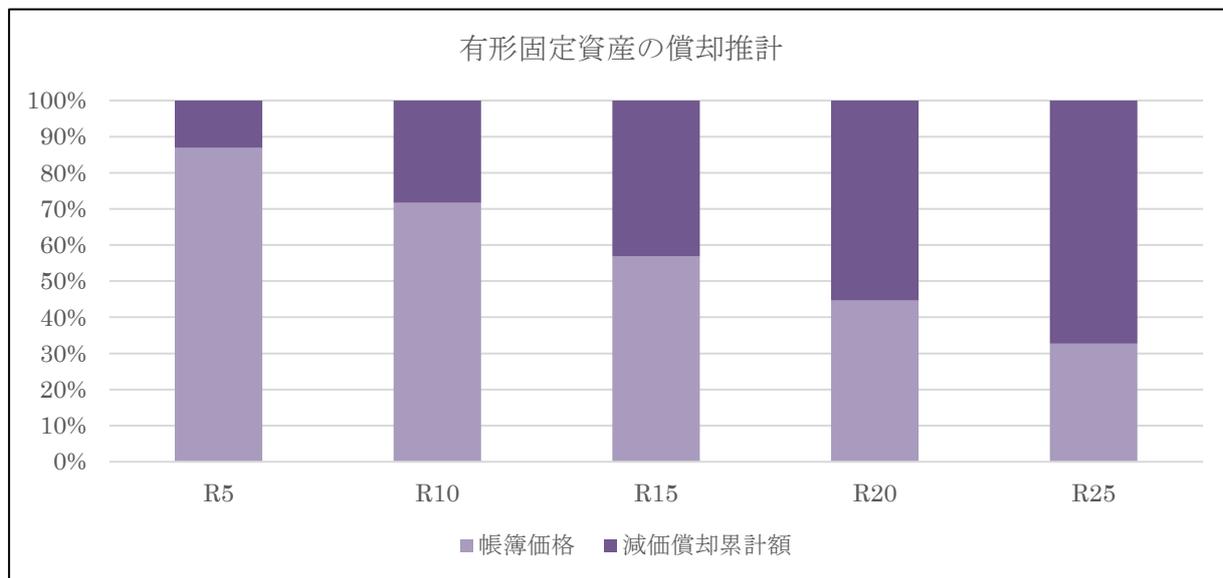
有収水量と同様の推移になっており、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に増加していますが、徐々に生活様式がもとの形に戻りつつある中、人口の減少もあることから、有収水量の減少に伴い、使用料収入は減少していく見込みです。



## 2-8 施設の見通し

令和5年度末時点の有形固定資産減価償却率は13.12%です。更新をしない場合、10年後の令和15年度には43.16%まで上昇します。

管路施設では今後10年間で約18.3kmの施設が耐用年数を迎えます。



## 2-9 組織の見通し

組織については現状、必要最低限の人員で事業運営に取り組んでおり、当面変更の予定はありません。将来的な事業運営にあたっては、人材の育成や技術力の継承が必要不可欠となるため、計画的な人員の確保等、組織体制の維持に努めてまいります。

## 2-10 経営の分析

地方公営企業決算状況調査における令和5年度決算状況に基づいて、総務省が作成した経営比較分析表により、野木町下水道事業の経営状況を分析しています。

なお、経営比較分析表は、「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道」、「農業集落排水事業」に区分し作成されており、別紙1～3に示します。

### 経営指標の概要

項目	算出式	指標の意味	
経営の健全性・効率性	①経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標
	②累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標
	③流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期的な債務に対する支払能力を表す指標
	④企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標
	⑤経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費} (\text{公費負担分を除く})} \times 100$	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能
	⑥汚水処理原価 (%)	$\frac{\text{汚水処理費} (\text{公費負担分を除く})}{\text{年間有収水量}} \times 100$	有収水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標
	⑦施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標
	⑧水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標
老朽化の状況	①有形固定資産減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している
	②管渠老朽化率 (%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している
	③管渠改善率 (%)	$\frac{\text{改善} (\text{更新} \cdot \text{改良} \cdot \text{修繕}) \text{管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる

## 3 経営の基本方針

### 3-1 経営の課題

今後、本町の下水道事業については、事業継続を前提としたうえで、厳しい経営環境を乗り越え、より強い経営を目指す必要があります。

よって、現状の課題を以下のとおり整理します。

#### ① 公営企業会計導入による損益に基づく財務管理

本町においては令和2年度より公営企業会計へ移行しています。

企業会計導入による長期前受金戻入を計上した一方で、減価償却費の計上により、特別会計時より費用が拡大されるため、継続的に利益を確保しながら事業を維持する必要があります。

#### ② 経費回収率の向上

本町の令和5年度の経費回収率は78.19%となっており、100%に満たない不足分を一般会計からの繰出金によって賄っています。

地方公営企業は、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入（使用料）をもって充てる独立採算制が原則とされていることから、経費回収率を100%以上とすることを目的としています。

#### ③ 今後の予測を踏まえた収益の確保

現状の物価上昇や減価償却費の計上による費用の増加、人口の減少による使用料収入の減少など、より厳しい経営環境になることが予測されます。

現状は財源不足を一般会計からの繰出金に依存している状態ですが、原則とされている独立採算制の観点から自己財源の確保に努める必要があります。

#### ④ 環境を保つための適正な投資

下水道は、生活環境の改善を図り、かつ公共用水域の水質を保全する目的の施設です。この目的を達成するためには、下水道の普及を促進するための新規投資と既設の設備や管渠の健全性を維持するための更新投資を行う必要があります。ただし、こうした投資をするためには多大な資金を要します。

人口減少が進む現状において、町全域に整備を行うことは困難だと考えられます。そのため、投資の方向性を定め、持続可能な下水道事業を実現するために合理的な投資をする必要があります。

## 3-2 今後の方針

今後の方針においては、「効率的かつ安全な事業運営」及び「収支のバランスが取れた経営」を基本的な方針とし、経営の方針を以下に示します。

### 基本方針① 適正かつ効率的な事業運営

#### (1) 下水道整備の促進

- ・事業計画内における未普及地区の解消のため、効率的な整備普及に努めていきます。
- ・持続可能な下水道事業を実現するため、下水道事業計画の見直しを図り、新規投資の合理化に努めます。
- ・民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や業務の効率化を図るため、先進自治体の事例を研究し、PPP・PFIなど、本町でも取り入れ可能なものを検討します。

#### (2) 安全な下水道の実現

- ・ストックマネジメント計画に基づき施設の点検・調査、修繕・改善を実施することで適正な下水道施設の維持管理を図ります。
- ・下水道BCP（業務継続計画）を活用し、災害時の下水道業務を効率的に継続させていきます。
- ・内水ハザードマップに基づき、雨水処理について現状を把握し、処理施設の適正な機能確保を図ります。

### 基本方針② 収支のバランスが取れた経営

#### (1) 経営の基盤の安定化

- ・令和2年度に公営企業会計に移行したことを最大限活用し、経営情報の的確な把握に努め、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。
- ・委託管理経費について、複数年委託、官民連携、広域化を検討し、経費の縮減に努めます。

#### (2) 収入の確保と適正な投資

- ・投資にあたっては、国庫補助金を最大限活用し、有利な企業債を活用するなど、投資の財源確保に努めます。
- ・5年に1回程の頻度で、収支計画の見直しを図り、適正な料金水準について検証を行い、持続可能な事業運営を推進します。
- ・計画的に施設の新設・更新を実施することにより、コストの平準化、投資の合理化を図ります。

## 4 投資・財政計画（シミュレーション）

### 4-1 投資・財政計画（収支計画）

収益的収支の見通しと、資本的収支の見通しを別紙4及び別紙5に示します。

### 4-2 投資について

本町の下水道事業における建設投資は、新規投資と更新投資の2種類に大別し事業の推進を図ります。

新規投資においては、下水道管渠の布設を行い、未普及地区の解消を推進します。

令和5年度末時点の普及率は公共下水道事業が73.8%であり、農業集落排水事業が82.3%です。公共下水道事業においては整備中であり、毎年本管の延伸を進めており、接続率の向上を図るため、引き続き新規投資をする必要があります。

更新投資においては、既に埋設済みの管渠、雨水処理施設及び農業集落排水処理施設の機能維持を図ります。

管渠施設については、今後10年間で約18.3kmの管渠が耐用年数を迎えます。ストックマネジメント計画に基づき計画的な更新を実施することで、持続可能な下水道事業の運営を図ります。

#### 投資の目標

令和16年度に管渠老朽化率15%以下

### 今後の取組

取組項目	取組内容
管渠、処理場等の建設・更新に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき計画的な投資を実施します。 また、管渠の布設を推進し、未普及地区の解消に努めます
広域化・共同化・最適化に関する事項	近隣市町村との連携において、維持管理及び人材育成等の共同化を検討します。また、既存施設の最適化について検討します。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき計画的な投資を行うことで、投資額の平準化を図り、持続可能な下水道事業の運営に努めます。
民間活用に関する事項	PPP・PFI等の官民連携について、先進自治体の事例を研究し、本町に取り入れが可能なものを検討します。
防災・安全対策に関する事項	逆川排水機場の耐震補強を継続して推進し、内水ハザードマップに基づく、適正な処理能力の確保を図ります。また、雨水事業計画に基づき、ポンプ増設等を検討します。

#### 4-3 投資以外の経費及び財源について

地方公営企業は、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入（使用料）をもって充てる独立採算制が原則とされています。

本町の下水道事業における令和5年度の経費回収率は78.19%となっており、100%に満たない不足分や資産取得に係る資金不足を一般会計からの繰入金によって賄っています。将来的に一般会計に依存しない自立した経営を実現するため、支出の抑制や使用料水準の見直しなどにより、経費回収率を100%に近づけることを目指します。

#### 財源の目標

令和16年度に経費回収率85%以上

#### 今後の取組

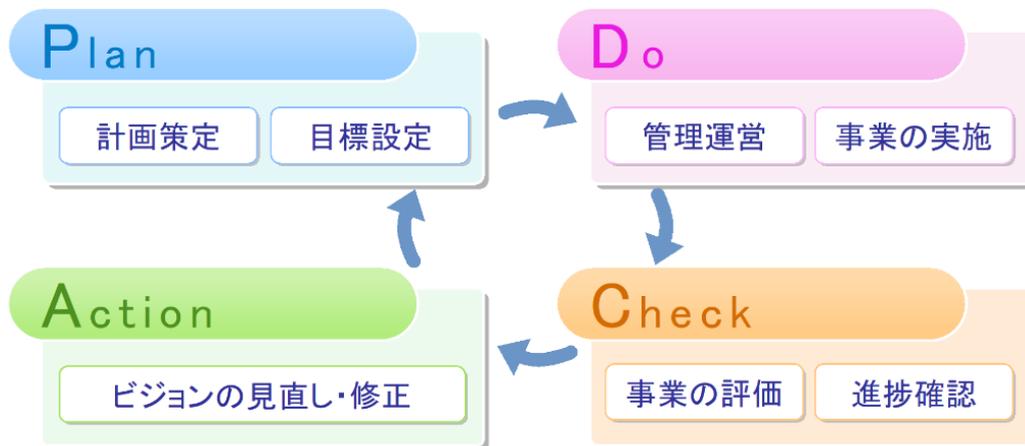
取組項目	取組内容
職員給与費、修繕費、委託費等に関する事項	職員定数は不足している状況ですが、給与費の増加を抑制するため、更なる業務の効率化に努めます。 ストックマネジメントによる計画的な施設更新により、突発的に発生する修繕費を抑制します。
民間活用に関する事項	使用料の徴収について、水道事業と連携し、民間企業へ委託することで経費の縮減に努めています。引き続き継続するとともに、PPP・PFI等の活用の余地を検討します。
企業債に関する事項	有利な企業債について最大限活用しています。引き続き投資の財源として活用していきます。
繰入金に関する事項	基準外繰入金を削減することで一般会計からの繰入金の適正化を図ります。
資産の有効活用等による収入増加の取組	現在活用な遊休資産はありませんが、施設の更新工事により発生する不用品の売却を検討します。
使用料の見直しに関する事項	経費回収率の向上を図るため、令和8年度を目標に使用料水準の見直しを行います。また、少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料改定の必要性に関する検証を実施いたします。

## 5 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

計画及びその施策等の着実な実施を行うことが望ましいですが、予測した将来の事業環境と実状に乖離が生じ、計画が過大または過少なものとなることも想定されます。本計画を各年度の事業内容や決算状況と照らし合わせ、乖離が大きい場合には、その原因を検証します。

また、事業の進捗状況や社会情勢の変化、上位計画の改訂等に応じて、定期的な評価と見直しを行うことが重要となります。

計画の進捗管理、評価はPDCAサイクルに基づき実施します。毎年度の進捗管理に加え、3～5年程度の中期的なスパンで進捗評価および事業効果の検証を行い、経営戦略の見直しを行います。



栃木県 野木町

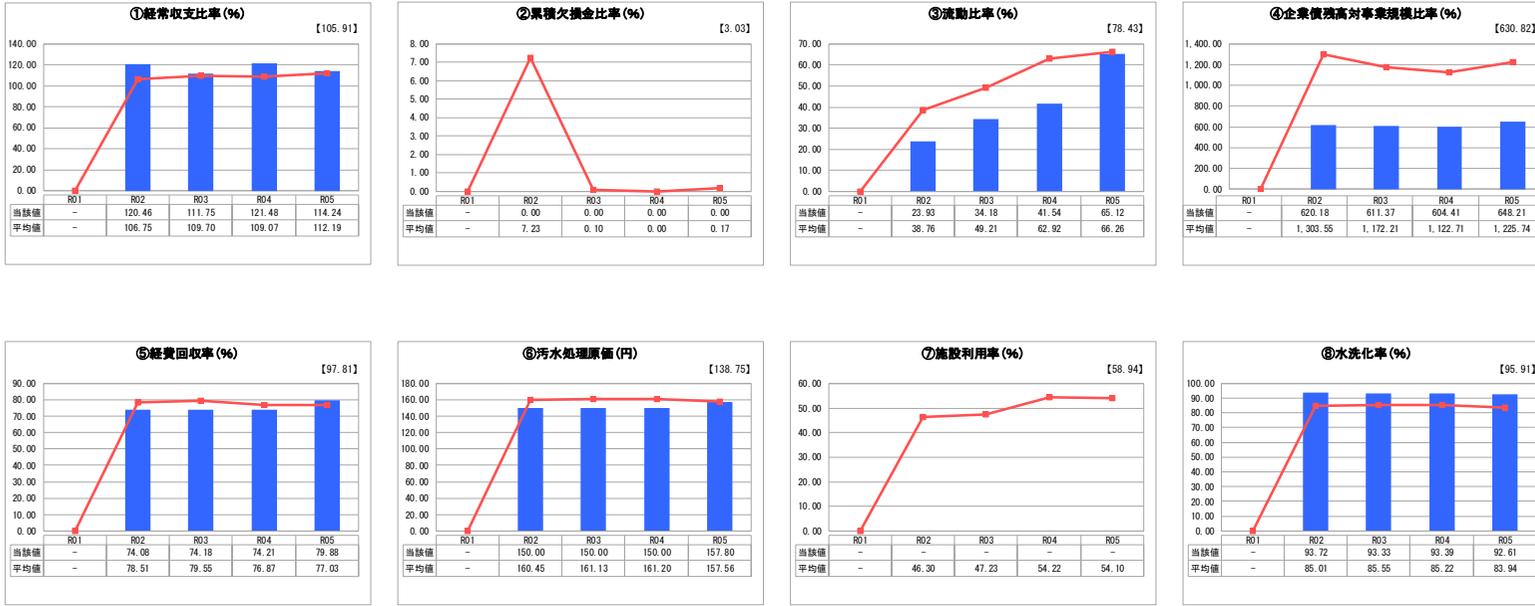
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	46.73	66.63	85.10	2,530

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
25,006	30.27	826.10
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
16,631	2.74	6,069.71

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

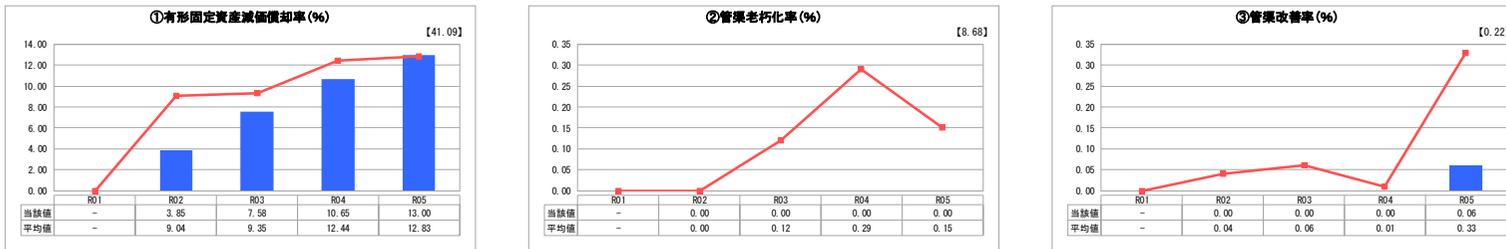
**1. 経営の健全性・効率性について**

- 経常収支比率は100%を上回っており、単年度収支は黒字となっている。一般会計からの繰入に依存しているため、自己財源の確保に努める。
- 累積欠損金比率は当年度未処理欠損金が生じていないため0%となっている。
- 流動比率は100%を下回っているが、流動負債の多くは翌年度返済予定の企業債であり、使用料収入等により、償還の原資を得ることが予定されているため、支払能力が欠けている状況ではない。
- 企業債残高対事業規模比率は類似団体平均値と比較して低い水準にある。適切な投資規模を見極めつつ、施設への投資をしていく必要がある。
- 経費回収率は100%を下回っており、現状一般会計からの繰入に依存している。今後適正な使用料収入の確保に努めていく。
- 汚水処理原価は類似団体平均値をわずかに上回っている。汚水処理費の大半を流域下水道事業の負担金が占めており、近年の物価高騰の影響もあり増加傾向となっている。
- 施設利用率は処理施設を所有していないため生じていない。
- 水洗化率は類似団体平均値と比較し、高い水準となっている。引き続き普及促進に努めていく。

2. 老朽化の状況について

- 有形固定資産減価償却率は類似団体と近い値であり、低い水準となっているが、令和2年度から法適化されているため、実態は指標以上に老朽化が進んでいる状況にある。
- 管渠老朽化率は現在法定耐用年数を経過した管渠がないため値は生じていない。
- 令和5年度は劣化度調査の結果から、一部更新を進めているため、管渠改善率に値が生じている。引き続き計画的に更新していく必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

経営上の指標に関しては良好な値を示しているものが多いが、一般会計からの繰入に依存している状況であるため、使用料等の自己財源を確保していく必要がある。また、耐用年数を迎えた管渠は存在していないが、老朽化は進んでいるため、適正な投資規模を把握しつつ、計画的に更新を行う必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

栃木県 野木町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料金(円)
-	51.66	7.17	85.07	2,530

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
25,006	30.27	826.10
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,789	0.54	3,312.96

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和5年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 経常収支比率は100%を上回っており、単年度収支は黒字となっている。一般会計からの繰入に依存しているため、自己財源の確保に努める。  
 ② 累積欠損金比率は当年度未処理欠損金が生じていないため0%となっている。  
 ③ 流動比率は100%を下回っているが、流動負債の多くは翌年度返済予定の企業債であり、使用料収入等により、償還の原資を得ることが予定されているため、支払能力が欠けている状況ではない。  
 ④ 企業債残高対事業規模比率は複数事業を同一会計で処理していることもあり、改めて精査した値となっている。数値基準は特になく、今後は会計単位で注視していきたい。  
 ⑤ 経費回収率については、公共下水道事業と同一会計で経理しており、会計単位として一般会計からの繰入に依存している。今後適正な使用料収入の確保に努めていく。  
 ⑥ 汚水処理原価は類似団体平均値を下回っている。  
 ⑦ 施設利用率は処理施設を所有していないため生じていない。  
 ⑧ 水洗化率は類似団体平均値と比較し、低い値となっている。引き続き普及促進に努めていく。

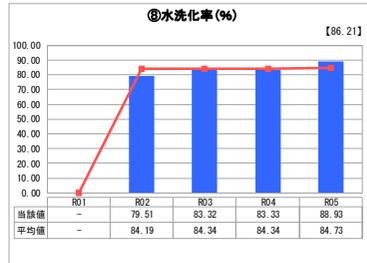
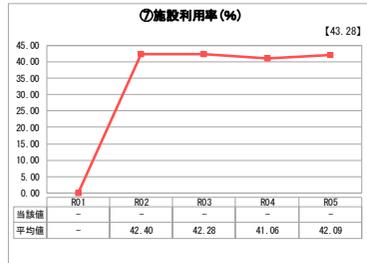
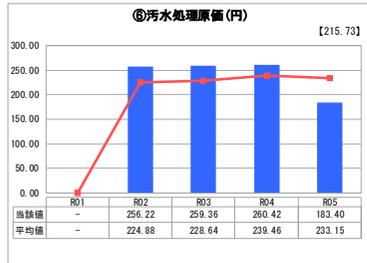
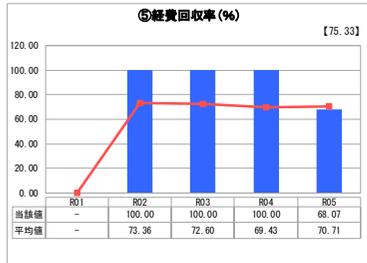
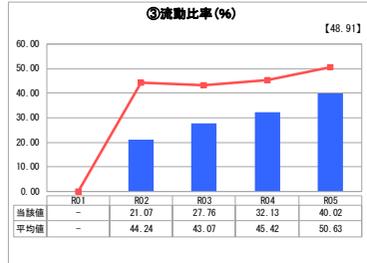
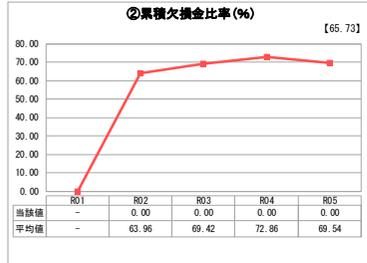
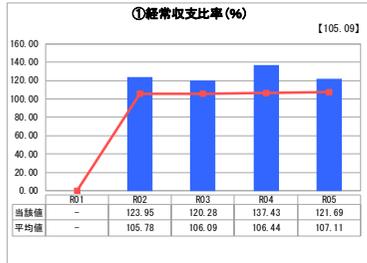
2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率は低い水準となっている。  
 ② 管渠老朽化率は現在法定耐用年数を経過した管渠がないため値は生じていない。  
 ③ 管渠改善率は法定耐用年数を経過した管渠が現状存在していないことから、更新をしていないため値は生じていない。将来に向け更新時期等検討を行い、計画的に更新していく必要がある。

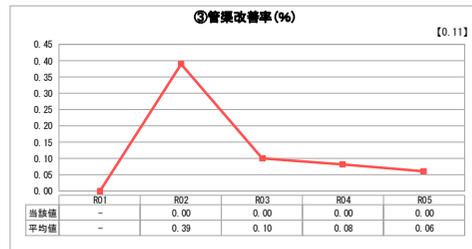
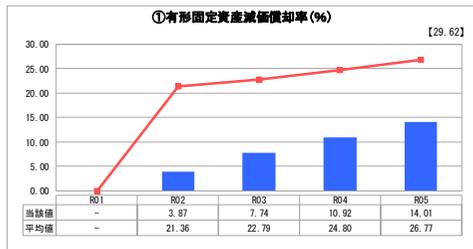
全体総括

経営上の指標に関しては良好な値を示しているものもあるが、現状一般会計からの繰入に依存している状況であるため、会計単位でより効率的な事業運営、使用料等の自己財源の確保に努めていく。また、耐用年数を迎えた管渠は存在していないが、老朽化は進んでいるため、適正な投資規模を把握しつつ、計画的に更新を行う必要がある。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

栃木県 野木町

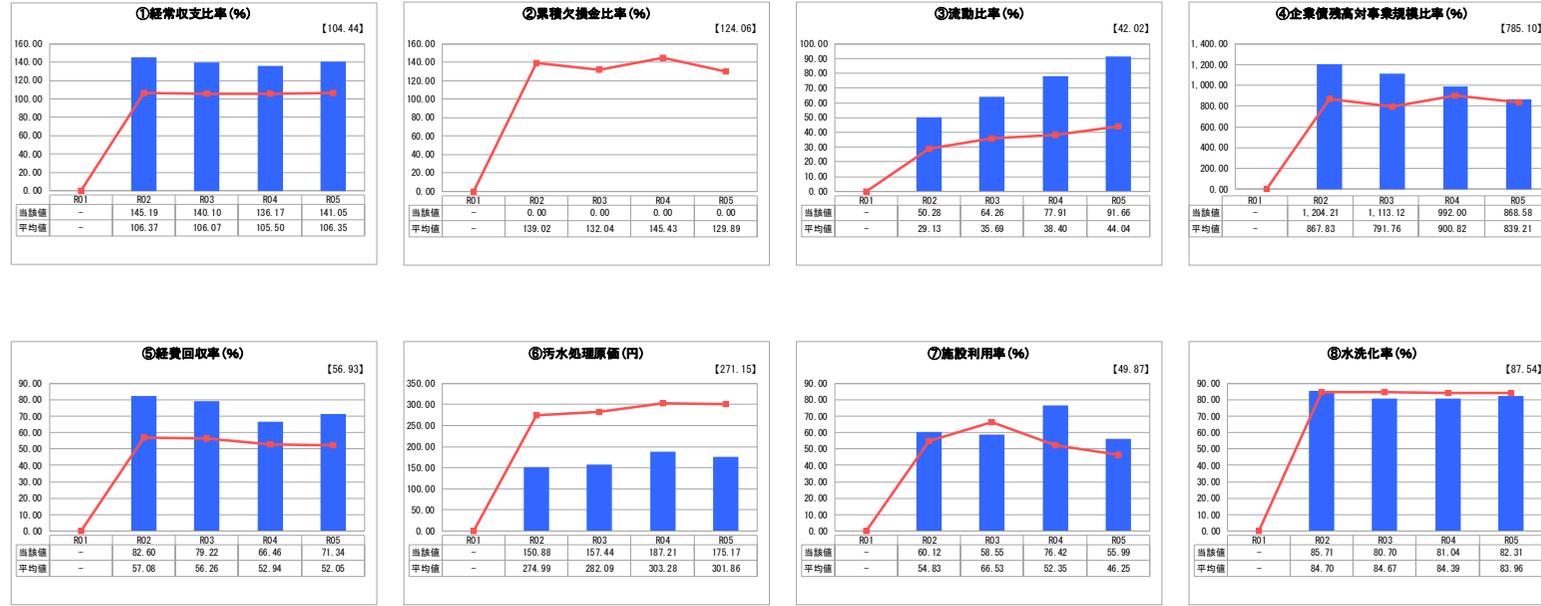
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	85.33	4.30	82.36	2,530

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
25,006	30.27	826.10
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,074	0.46	2,334.78

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和5年度全国平均

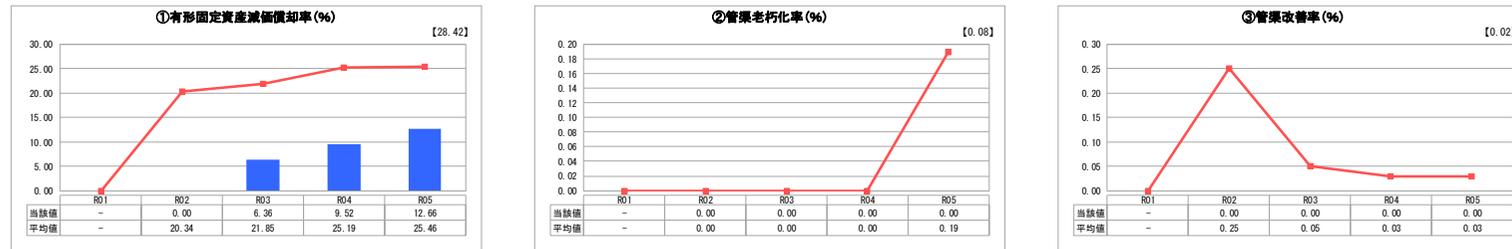
1. 経営の健全性・効率性



1. 経営の健全性・効率性について

「①経常収支比率」は、100%を超えていることから収支は黒字であるが、一般会計からの繰入に依存しているため、更なる収入の確保と経費削減が必要となる。また、「③流動比率」は100%を下回っているものの、流動負債の多くは翌年度返済予定の企業債であり、使用料収入等により、償還の原資を得ることが予定されているため、支払能力が欠けている状況ではない。「④企業債残高対事業規模比率」についても、当事業が完了していることから減少傾向にある。しかし、今後は施設の更新等想定されるため、平均値と乖離し過ぎないよう努める。「⑤経費回収率」は100%を下回っていることから一般会計からの繰入に依存していることが分かる。今後は適正な使用料の確保と汚水処理費の削減が必要である。一方で「⑥汚水処理原価」は全国平均や類似団体平均よりも大幅に低いため、効率的な汚水処理施設の運転ができていと考えられる。今後も低い水準を維持できるよう努める。「⑦施設利用率」・「⑧水洗化率」は平均並みであり、汚水処理施設としてはまだ余力を残している。住民への接続を呼びかけ、水洗化率の向上を促進し、より能率的な施設利用を目指していく。

2. 老朽化の状況



2. 老朽化の状況について

野木町の農業集落排水事業は2地区で事業を行っており、佐川野地区では平成17年、川西地区では平成17年から供用を開始している。現在、管渠の不備は確認されていないが処理場やポンプ場では修繕箇所が多々見られる状況である。令和7・8年では維持管理適正化計画の策定により、計画的な老朽化対策を図っていく。

全体総括

経営の健全性・効率性の項目によっては、類似団体の平均値よりも数値が上回っているが、経費回収率に課題がみられた。本事業はすでに整備工事が完了しているが、未接続の住民は少なくはない。また、佐川野地区において、規制緩和による住宅開発を促進しており、接続率の向上が期待され、使用料の増収を見込めるものの、汚水処理にかかる費用をすべて賄うことは難しく根本的な経営改善が必須となっている。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画  
（収支計画）

（単位：千円、％）

区 分		年 度	令和5年度 （ 決 算 ）	令和6年度 〔 決 算 〕 〔 見 込 〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		246,107	256,355	257,935	311,976	326,879	344,976	321,360	321,285	322,103	323,803	329,280	336,541
	(1) 料 金 収 入		211,721	211,593	211,059	263,511	263,101	262,744	262,404	261,747	261,084	260,435	259,772	259,095
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他		34,386	44,762	46,876	48,465	63,778	82,232	58,956	59,538	61,019	63,368	69,508	77,446
	2. 営 業 外 収 益		467,889	391,127	400,157	365,444	343,121	374,646	336,403	336,649	369,143	346,597	349,721	329,171
	(1) 補 助 金		333,220	258,411	255,203	219,155	190,900	221,739	183,015	183,379	219,742	193,713	193,559	192,547
	他 会 計 補 助 金		333,220	258,411	248,803	212,755	187,150	202,489	183,015	183,379	219,742	193,713	193,559	192,547
	そ の 他 補 助 金				6,400	6,400	3,750	19,250						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		130,327	131,005	143,243	144,578	150,510	151,196	151,677	151,559	147,690	151,173	154,451	134,913
	(3) そ の 他		4,342	1,711	1,711	1,711	1,711	1,711	1,711	1,711	1,711	1,711	1,711	1,711
収 入 計 (C)		713,996	647,482	658,092	677,420	670,000	719,622	657,763	657,934	691,246	670,400	679,001	665,712	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		535,365	578,392	594,066	616,290	613,694	660,630	606,549	608,882	637,690	620,687	632,554	622,496
	(1) 職 員 給 与 費													
	基 本 給 与 費													
	退 職 給 付 費													
	そ の 他													
	(2) 経 費		262,208	299,486	304,403	322,527	301,944	346,127	289,145	290,326	314,144	289,826	289,144	289,826
	動 力 費		6,360	6,470	6,470	6,470	6,470	6,470	6,470	6,470	6,470	6,470	6,470	6,470
	修 繕 費		3,616	16,380	6,220	6,520	7,020	6,520	6,720	7,220	6,720	6,720	6,720	6,720
	材 料 費													
	そ の 他		252,232	276,636	291,713	309,537	288,454	333,137	275,955	276,636	300,954	276,636	275,954	276,636
(3) 減 価 償 却 費		273,157	278,906	289,663	293,763	311,750	314,503	317,404	318,556	323,546	330,861	343,410	332,670	
2. 営 業 外 費 用		67,271	66,877	63,097	59,759	53,383	54,591	47,936	48,424	52,179	47,958	42,385	40,096	
(1) 支 払 利 息		48,016	48,144	45,882	42,675	41,760	39,303	37,366	35,651	35,438	31,884	28,941	26,456	
(2) そ の 他		19,255	18,733	17,215	17,084	11,623	15,288	10,570	12,773	16,741	16,074	13,444	13,640	
支 出 計 (D)		602,636	645,269	657,163	676,049	667,077	715,221	654,485	657,306	689,869	668,645	674,939	662,592	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		111,360	2,213	929	1,371	2,923	4,401	3,278	628	1,377	1,755	4,062	3,120	
特 別 利 益 (F)														
特 別 損 失 (G)														
特 別 損 益 (F)-(G) (H)														
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		111,360	2,213	929	1,371	2,923	4,401	3,278	628	1,377	1,755	4,062	3,120	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)														
流 動 資 産 (J)		429,687	178,636	162,657	171,145	164,080	158,964	157,865	167,130	169,897	200,444	239,187	281,691	
う ち 未 収 金		46,751	64,646	64,646	64,646	64,646	64,646	64,646	64,646	64,646	64,646	64,646	64,646	
流 動 負 債 (K)		681,262	446,765	464,868	462,217	445,045	438,326	410,199	400,380	382,954	378,408	382,999	390,111	
う ち 建 設 改 良 費 分		382,544	410,785	404,757	402,106	384,934	378,215	350,088	340,269	322,843	318,297	322,888	330,000	
う ち 一 時 借 入 金														
う ち 未 払 金		274,518	57,111	57,111	57,111	57,111	57,111	57,111	57,111	57,111	57,111	57,111	57,111	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		246,107	256,355	257,935	311,976	326,879	344,976	321,360	321,285	322,103	323,803	329,280	336,541	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		246,107	256,355	257,935	311,976	326,879	344,976	321,360	321,285	322,103	323,803	329,280	336,541	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)														

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算) 〔見 込〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
資本的収入	1. 企業債		307,700	353,900	252,200	408,700	251,000	268,000	274,100	369,700	411,800	467,800	405,300	405,300	
	うち資本費平準化債		130,000	130,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	
	2. 他会計出資金		19,127												
	3. 他会計補助金			124,134	119,825	115,095	100,305	79,668	72,931	43,202	8,123	8,332	8,695	9,160	
	4. 他会計負担金														
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金		142,860	133,560	60,375	212,576	44,600	61,600	68,100	164,050	206,100	262,100	199,600	199,600	
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金		957												
	9. その他		5,686	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	
計	(A)	476,330	617,194	438,000	741,971	401,505	414,868	420,731	582,552	631,623	743,832	619,195	619,660		
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ	(B)													
	純計	(A)-(B) (C)	476,330	617,194	438,000	741,971	401,505	414,868	420,731	582,552	631,623	743,832	619,195	619,660	
資本的支出	1. 建設改良費		361,349	349,886	168,800	474,290	149,490	185,490	196,490	388,390	472,490	584,490	459,490	459,490	
	うち職員給与費		19,329	19,460	19,460	19,460	19,460	19,460	19,460	19,460	19,460	19,460	19,460	19,460	
	2. 企業債償還金		382,755	397,929	410,785	404,757	402,106	384,934	378,215	350,088	340,269	322,843	318,297	322,888	
	3. 他会計長期借入返還金														
	4. 他会計への支出金														
	5. その他		7,970	21,684	21,685	21,684	21,684	21,684	21,683	21,684	21,684	21,684	21,684	21,684	
計	(D)	752,074	769,499	601,270	900,731	573,280	592,108	596,388	760,162	834,443	929,017	799,471	804,062		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額			(E)	275,744	152,305	163,270	158,760	171,775	177,240	175,657	177,610	202,820	185,185	180,276	184,402
補填財源	1. 損益勘定留保資金		146,469	142,954	152,508	147,983	162,892	163,308	165,727	167,446	177,806	173,956	170,175	174,241	
	2. 利益剰余金処分額		118,622		7,499		1,100	6,938	1,990	654	15,485				
	3. 繰越工事資金														
	4. その他		10,653	9,351	3,263	10,777	7,783	6,994	7,940	9,510	9,529	11,229	10,101	10,161	
計	(F)	275,744	152,305	163,270	158,760	171,775	177,240	175,657	177,610	202,820	185,185	180,276	184,402		
補填財源不足額			(E)-(F)												
他会計借入金残高			(G)												
企業債残高			(H)	3,719,240	3,675,211	3,516,625	3,520,569	3,369,462	3,252,528	3,130,913	3,118,025	3,157,056	3,269,514	3,356,517	3,438,929

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算) 〔見 込〕	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分		333,220	258,411	248,803	212,755	187,150	202,489	183,015	183,379	219,742	193,713	193,559	192,547
	うち基準内繰入金	188,873	168,411	158,803	157,755	157,150	157,489	158,015	158,379	164,742	163,713	163,559	162,547
	うち基準外繰入金	144,347	90,000	90,000	55,000	30,000	45,000	25,000	25,000	55,000	30,000	30,000	30,000
資本的収支分			123,145	113,831	114,098	104,372	83,948	77,470	43,202	8,123	8,332	8,695	9,160
	うち基準内繰入金		13,145	13,831	14,098	14,372	13,948	12,470	8,202	8,123	8,332	8,695	9,160
	うち基準外繰入金		110,000	100,000	100,000	90,000	70,000	65,000	35,000				
合 計		333,220	381,556	362,634	326,853	291,522	286,437	260,485	226,581	227,865	202,045	202,254	201,707

## 野木町下水道事業経営戦略

令和 7 年 3 月

栃木県 下都賀郡 野木町 産業建設部 上下水道課

TEL : 0280-57-4146

FAX : 0280-57-3945

Email : [jougesuidou@town.nogi.lg.jp](mailto:jougesuidou@town.nogi.lg.jp)